3-1-3 出入口(昇降設備)

- 1. 歩道上に出入口を設置する場合は歩行者の主動線を考慮した上で、その位置を決定することが望ましい。
- 2. 移動等円滑化された立体横断施設設置後の既設歩道等の有効幅員は、原則 として歩行者交通量が多い歩道においては3.5m以上(その他の道路では 2m以上)、歩行者交通量が多い自転車歩行車道においては4m以上(同、 3m以上)確保しなければならない。

歩道上の立体横断施設出入口(昇降設備)の設置位置は歩行者の主動線を考慮して決定することが望ましい。また、歩道等の円滑な通行を確保するため、出入口が設置された歩道等には上記に定める有効幅員を確保する必要がある。ただし、地形の状況その他特別の理由によりやむを得ない場合には、当面の間の経過措置として有効幅員を1.0mまで縮小することができる。ただし、その場合においては以下の条件を満足することが望ましい。

- ①対向する通行者を十分認識できるようにしておく。
- ②その区間はできるだけ短くする。
- (注) 立体横断施設の出入口(昇降設備)について

出入口(昇降設備)とは、エレベーター、エスカレーター、階段、傾斜路その他の設備であって、歩道等と移動等円滑化された立体横断施設とをつなぐものをいう。

なお、国道に設けた立体横断施設の場合、有効幅員の縮小規定の対象となるのは、エレベーター及びエスカレーターのみである。

写真3-1-1に歩道等の拡幅事例を示す。

また、歩道に隣接する建物に昼夜を問わず一般の歩行者が利用可能なエレベーターがあり、 歩道上の立体横断施設と接続することによって移動等円滑化が可能となる場合は、これを利 用し、歩道上のエレベーター設置を省略することができる。ただし、歩道及び立体横断施設 と建物の経路、及び建物内のエレベーターまでの経路は、円滑に移動等可能な構造としなけ ればならない。図3-1-1にそのイメージを示す。なお、必要に応じて建物の所有者との 移動等円滑化経路協定*1を締結するなどの対応も必要である。

※1 1-3-3 解説 17 参照



隣接する建物内のエレベーター利用イメージ



写真3-1-1 歩道接続部における歩道拡幅例